

【事故概要】

- ・日時：令和元年5月8日 午前7時17分頃
- ・概要：中型トラックが、阪神高速4号湾岸線を走行中、前方不注意により、渋滞で停車中の車列の最後尾の小型トラックに追突。計4台が絡む多重追突事故。
この事故により、1名が死亡し、2名が重傷、8名が軽傷を負った。



【原因】

○前方不注意

- ・通り慣れた道路で、交通渋滞が発生するところではないとの思い込み。
- ・考え事をしながら運転。

○不適切な運行管理

- ・対面点呼の一部未実施、無資格者における点呼の実施。
- ・始業点呼時に安全運行のために必要な指示なし。

○不十分な指導監督

- ・指導教育の年間計画及び指導記録なし、指導教育の形骸化。



【再発防止策】

- 運転者が悩みなどを相談しやすい職場環境を醸成。
- 運行管理者が確実に点呼を実施するなど、適切な運行管理体制を構築。
- 指導教育の年間計画を作成するなど、指導監督指針（※）に基づき、運転者が指導内容を理解できているか確認し、実効性のある指導教育の実施。
- 始業点呼時に道路情報等を踏まえた安全な運行経路を指示するなど、点呼を確実に実施。



※「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年8月20日、国土交通省告示第1366号）